

2026 年度（令和 8 年度）

中小企業向け

焼津市制度融資の手引き

焼津市制度融資の種類	1 ページ
焼津市制度融資利用の際の注意事項	2 ページ
1 焼津市小口資金融資制度（利子補給）	4 ページ
2 焼津市小口資金融資 信用保証料補給制度	5 ページ
3 焼津市緊急経営対策特別資金融資制度（利子補給）	6 ページ
4 焼津市緊急経営対策特別資金融資 信用保証料補給制度	7 ページ
5 焼津市短期経営改善資金 利子補給制度	9 ページ
6 焼津市開業パワーアップ支援資金融資 利子補給制度	10 ページ
7 焼津市開業パワーアップ支援資金融資 信用保証料補給制度	11 ページ

各制度についてのお問合せは

焼津市商工観光課 TEL 626-1175 まで

焼津市制度融資の種類

■金融機関に対する利子補給を行う制度

(焼津市小口資金融資、焼津市緊急経営対策特別資金融資、焼津市短期経営改善資金利子補給)

- 事業者が本来支払うべき利子の一部にあたる金額を利子補給金として半期に一度金融機関へ交付します。
- 利子補給金額は信用保証協会から送付される債務残高データをもとに金融機関ごとに計算します。
- 金融機関へ利子補給金が交付されるのが前提となっているため、金融機関と事業者は(基準金利－市利子補給率)(※)で算出される利率で融資契約を行います。
※短期経営改善資金については(県基準金利－県利子補給率－市利子補給率)
- これらの3資金については、保証協会へ書類を送付する前に、必ず市の審査が必要です。
- 半期ごとの利子補給金交付時期に、交付申請に必要な書類を各金融機関の市内母店へ送付しますので、期日までに申請書類を提出してください。

■事業者に対する利子補給を行う制度

(焼津市開業パワーアップ支援資金利子補給)

- 県制度「開業パワーアップ支援資金」を借り受けた焼津市内の事業者が1年間に支払った利子の一部にあたる金額を利子補給金として事業者本人へ交付します。(各年1月から12月に支払ったもの)
- 利子補給金額は事業者が支払った利子金額をもとに計算します。
- 利子補給金は事業者に後日交付されますので、金融機関と事業者は県資金の利率で融資契約を行います。(市利子補給率分を引く必要はありません。)
- この資金については、借入前の市の審査は行いません。
- 利子補給金の交付を受けるためには、交付申請期間に市へ申請書類を提出することが必要です。各金融機関の融資担当者様は、利子補給対象となる事業者に対し申請を促していただくとともに、手続きにかかる書類作成へのご協力をお願いします。
- 利子補給の交付申請は補給対象期間中、毎年度必要です。

■信用保証料補給制度

- 焼津市制度「小口資金」「緊急経営対策特別資金」及び県制度「開業パワーアップ支援資金」を当年度に借り受けた焼津市内の事業者に対し、支払った信用保証料の一部を補給金として交付します。
- 補給金額は事業者が借入れ初年度に支払った信用保証料金額をもとに計算します。
- 信用保証料補給金の交付を受けるためには、信用保証料第1回目支払日から当該年度末日(3月末日)までに市へ申請書類を提出することが必要です。各金融機関の融資担当者様は、補給対象となる事業者に対し申請を促していただくとともに、手続きにかかる書類作成へのご協力をお願いします。
- 焼津市開業パワーアップ支援資金”信用保証料”補給制度については、焼津市開業パワーアップ支援資金”利子補給”制度を利用していない事業者でも利用することが可能です。また、市利子補給制度と信用保証料補給制度の対象となる期間が異なりますので、ご注意ください。

焼津市制度融資利用の際の注意事項

1 受付について

受付日時：平日午前8時30分～午後4時30分（正午～午後1時を除く）

受付窓口：市商工観光課（市役所本庁舎6階）

- (1) 受け付けた申請書類は、窓口でお渡しするか、市から直接保証協会へ郵送します。なお、市税納入状況の確認には通常1～2週間程かかります。至急での対応はできかねますので、融資実行日を考慮して余裕を持ったお申し込みをお願いします。

（※このほか、市税納入状況の結果によりさらに時間を要する場合もございますのでご了承ください。）

☆市税の納入について、市システムへの反映には2日程度かかるため、申請日の直前（3日前目安）に市税を納めた場合は、領収書等のご提出もあわせてお願いします。

- (2) 市の融資制度をご利用の場合、市の承諾前に申込書類を信用保証協会へ送付しないでください。
- (3) 書類は必ず市商工観光課へお持ちください。電話による予約や、郵送等による申込書類の受付はいたしかねます。また、受付時に内容について確認させていただくことがありますので、申込書類の内容のわかる方がお持ちください。

2 資金使途について

- (1) 設備資金のうち、以下のものに係る資金は**対象除外**です。

①土地の取得

②「3」、「5」、「7」ナンバー並びに「3」、「5」、「7」ナンバーの対象車をベースとする「8」ナンバーの車両（ただし、旅客自動車運送事業の事業用車両、福祉サービス事業者が使用する福祉車両で要介護者の移動のために使用するものを除く。）

③住居に供する設備

④申込み以前に契約又は設置されているもの

- (2) 設備資金の融資限度額は、当該施設設備・設置に要する金額（消費税を含む）の範囲です。

- (3) 運転資金のうち、以下のものは**対象除外**です。

①既借入金の返済資金（市制度融資の借換を除く。）

②税金

- (4) 焼津市外における工場店舗等に係る資金については融資の対象外です。

3 従業員数について

- (1) 「常時使用する従業員」には、事業主と同一生計を営む3親等内の親族及び会社役員は含みません（ただし、役員であっても、事務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、従業員とみなします）。
- (2) 名目は臨時職員（パート等）であっても、企業の運営上不可欠な人員で、実質的に常時雇用関係にあるとみられる人は常時使用する従業員に含みます。
- (3) 他からの派遣職員は従業員に含め、他へ派遣している職員は従業員に含みません。

4 事業経歴の通算について（個人→法人成り 等）

（1）通算可の場合

- ① 個人事業主から法人成りした場合（代表者が同一であり、実質的に同一事業の継続であると認められるもの。）
- ② 法人が行っている事業の一部を独立させ、別法人を設立した場合で、元の法人では独立させた事業は行わず、設立した法人で実質的に事業が継続されていると認められるもの。
- ③ 事業主と共に事業に携わっている状態から当該事業主の事業を継承した場合

（2）通算不可の場合

- ① 事業者（親）の事業廃止に伴い、別会社を設立した場合
- ② 法人が行っている事業の一部を独立させ、別法人を設立した場合

5 融資の申し込みについて（お願い）

事業者へ直接利子等を補給する制度（小口資金信用保証料補給、緊急経営対策特別資金信用保証料補給、開業パワーアップ支援資金利子補給、開業パワーアップ支援資金信用保証料補給）については、市への申請が必要です。

特に、市を通さずに実行される県制度融資については、市が融資状況を把握することはできませんので、借入れをされた事業者へ、金融機関から申請を促していただくとともに、手続きにかかる書類作成へのご協力をお願いします。

1 焼津市小口資金融資制度（利子補給）

（1）制度概要

	小 口 資 金	特 別 小 口 資 金
融資対象者	次のすべてを満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において3か月以上継続して同一事業を営んでいること。 ・ 常時使用する従業員の数が30人以下（卸売業、小売業、サービス業を主たる事業とする事業主にあつては10人以下）であること。 ・ 焼津市税を完納していること。 	次のすべてを満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において1年以上継続して同一事業を営んでいること。 ・ 常時使用する従業員の数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業を主たる事業とする事業主にあつては5人以下）であること。 ・ 焼津市税を完納しており、かつ信用保証協会の特別小口保証制度要綱の要件(注)にあてはまること。
資金使途	設備資金・運転資金 <small>※BCP策定に係る委託料（コンサルタント料など）にもご利用いただけます。</small>	
借換資金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小口資金以外の既存融資の借換には利用できません。 ・ 借換により既往借入金に掛かる月次返済額の軽減が図れる場合のみ対象となります。 ・ 借換資金は「運転資金」扱いとなります。 	取扱不可
融資限度額	1企業 7,000,000円 <small>※申込日現在、小口資金の融資残高がある事業者であっても、融資限度額7,000,000円から既存融資残高を差し引いた額を限度に新たに申し込みができます。</small>	
融資利率	年1.71% <small>（基準金利2.08% 利子補給率0.37%以内）</small>	年1.61% <small>（基準金利1.98% 利子補給率0.37%以内）</small>
	<small>※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに年0.30%分上乗せ利子補給します。（BCP特別支援）</small>	
融資期間	5年以内	
償還方法	原則として元金均等月賦償還	
保証料	信用保証協会の定めるところによる。	
連帯保証人	信用保証協会の定めるところによる。	無保証人扱い
担保	原則として徴しない。	
申込先	信用保証協会が約定した金融機関（ただし、本制度の取り扱いをしている金融機関に限る）及び焼津市商工観光課	

（注）

信用保証協会の特別小口保証制度要綱により、当該融資制度を利用できるのは、以下の要件に当てはまる方に限ります。（借換資金には利用できません。）

- (1) 特別小口制度以外の保証残高がないこと（保証協会を通じた借入残高がないこと）
- (2) 源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は、法人税）、事業税又は県民税若しくは市民税の所得割のいずれかについて、保証の委託申込みの日以前1年間に納めなければならない税金があるものであって、かつ、完納しているもの。

※上記(2)を確認する書類（「課税証明書／非課税証明書」や「法人税申告書の写し」等）が必要です。

(2) 必要書類

- ①焼津市小口資金融資制度申込書（第1号様式）
- ②市税納入状況調査に対する同意書（第1号様式の2）
- ③信用保証委託申込書、信用保証依頼書、信用保証委託契約書など保証協会の定める書類一式
- ④設備資金にかかる見積書及び資料（設備カタログ等）
※車両購入の場合は、車両ナンバー(車両の分類番号)の確認できる資料を添付ください。
- ⑤借換計画書（借換の場合のみ）
- ⑥BCP特別保証内定通知書（BCP特別支援を利用する場合のみ、信用保証協会が発行）
- ⑦焼津市内に事業所があることが確認できる資料（申請者の住所が市外の場合のみ）
例：登記の写し、青色申告書の写し、会社概要の打ち出し、法人概要説明書等
※住所が確認できる資料を添付ください。

※「運転資金」と「設備資金」を同時に借りるなど、資金使途が異なる申込みを同時に行う際は、それぞれに対し上記書類が必要となります。必要書類は資金使途ごとに御用意ください。
※特別小口資金を利用する場合は、別途添付書類があります。

2 焼津市小口資金融資 信用保証料補給制度

市制度「焼津市小口資金融資制度」を借り受けた者に対し、その信用保証料の一部を補給する制度です。

(1) 制度概要

補給対象者	市制度「焼津市小口資金融資制度」を借り受けた者 ※借換資金は対象外 ※経営者保証を非徴求とする代替えとして上乘せされる信用保証料を除く
保証料補給率	信用保証料の総額の45%以内
申込期限	信用保証料の1回目を支払った日の属する年度の末日まで (2027年3月31日)
申込先	焼津市商工観光課

(2) 必要書類

- ①焼津市小口資金信用保証料補給金交付申請書（第1号様式）
- ②信用保証書の写し
- ③保証料送金通知書の写し
- ④信用保証委託契約書の写し
- ⑤請求書（第3号様式）
※請求日付（右上）、文書日付及び文書番号（○年○月○日付け焼○—○号）は記入しないでください。

(3) 留意事項

焼津市小口資金融資制度利用者を対象としています（借換資金は対象外）。

小口資金の借入時の負担を軽減することを目的としていますので、2026年4月1日以降に信用保証料の第1回支払日となるものが対象になります。

3 焼津市緊急経営対策特別資金 融資制度（利子補給）

（1）制度概要

融資対象者	<p>市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であって、次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>①最近3か月または6か月の売上高の平均が、前年、2年又は3年前のうちのいずれか1年の同月期の売上高の平均と比較して、5%以上減少していること。 (ア)「最近3か月又は6か月」とは、申込みをした月の前月又は前々月（※）を基準としてさかのぼります。 ※前々月を基準月とするのは前月売上高未集計の場合のみ (イ)建設業については完成工事高により算出してください。</p> <p>②最近3か月間の平均売上高に占める原油・原材料の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油・原材料の仕入価格の割合を上回り、かつ、最近3か月間の売上総利益（粗利益）が、前年同期比で5%以上減少していること。</p>
融資条件	焼津市税を完納していること。
資金使途	<p>運転資金及び設備資金</p> <p>※緊急経営対策特別資金以外の既存融資の借換には利用できません。 ※借換資金は「運転資金」扱いとなりますので、運転資金の限度額にご注意ください。 ※借換については、既往借入金に掛かる月次返済額の軽減が図れる場合のみ対象となります。</p>
融資限度額	<p>運転資金 10,000,000円 設備資金 20,000,000円</p> <p>※1企業につき運転資金10,000,000円、設備資金20,000,000円を限度とし、合計で30,000,000円を限度とします。限度内であれば、1企業で複数の申込みが可能です。</p>
融資利率	<p>年1.60%（基準金利2.07% 利子補給率0.47%以内）</p> <p>信用保証協会の責任共有制度対象外の保証制度を利用した場合（注）は、年1.50%（基準金利1.97% 利子補給率0.47%）</p> <p>※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに年0.30%分上乗せ利子補給します。（BCP特別支援）</p>
融資期間	7年以内（据置期間 2年以内）
償還方法	元金均等割賦償還
保証料、連帯保証人、担保	信用保証協会の定めるところによる。
申込先	信用保証協会が約定した金融機関（ただし、本制度の取り扱いをしている金融機関に限る。）及び焼津市商工観光課

（注）

中小企業信用保険法第2条第5項の規定による「特定中小企業者」に該当すること（市長の認定が必要です。）

(2) 必要書類

- ①焼津市緊急経営対策特別資金融資申込書（第1号様式）
- ②市税納入状況調査に対する同意書（第1号様式の2）
- ③焼津市緊急経営対策特別資金融資要件計算書と売上高等を確認できる書類
- ④信用保証委託申込書、信用保証依頼書、信用保証委託契約書など保証協会の定める書類一式
- ⑤緊急経営対策特別資金借換計画書（借換の場合のみ）
- ⑥設備資金にかかる見積書及び資料（設備カタログ）
 - ※車両購入の場合は、車両ナンバー(車両の分類番号)の確認できる資料を添付ください。
 - ※設備資金として本制度を利用する場合は、対象設備の設置完了後に「設備設置完了届」を提出してください。
- ⑦BCP特別保証内定通知書（BCP特別支援を利用する場合のみ、保証協会が発行）
- ⑧焼津市内に事業所があることが確認できる資料（申請者の住所が市外の場合のみ）
 - 例：登記の写し、青色申告書の写し、会社概要の打ち出し、法人概要説明書等
 - ※住所が確認できる資料を添付願います

※「運転資金」と「設備資金」を同時に借りるなど、資金使途が異なる申し込みを同時に行う際は、それぞれに対し上記書類が必要となります。必要書類は資金使途ごとに御用意ください。

4 焼津市緊急経営対策特別資金融資 信用保証料補給制度

市制度「焼津市緊急経営対策特別資金融資」を借り受けた者に対し、その信用保証料の一部を補給する制度です。

(1) 制度概要

補給対象者	市制度「焼津市緊急経営対策特別資金融資」を借り受けた者。 ※借換資金は対象外 ※経営者保証を非徴求とする代替えとして上乘せされる信用保証料を除く
保証料補給条件	焼津市税を完納していること。
保証料補給率	信用保証料の総額の35%以内
申込期限	信用保証料の1回目を支払った日の属する年度の末日まで (2027年3月31日)
申込先	焼津市商工観光課

(2) 必要書類

- ①焼津市緊急経営対策特別資金融資信用保証料補給金交付申請書（第1号様式）
 - ②信用保証書の写し
 - ③保証料送金通知書の写し
 - ④信用保証委託契約書の写し
 - ⑤請求書（第3号様式）
- ※請求日付（右上）、文書日付及び文書番号（○年○月○日付け焼○一○号）は記入しないでください。

(3) 留意事項

焼津市緊急経営対策特別資金融資制度利用者を対象としています（借換資金は対象外）。
同資金の借入時の負担を軽減することを目的としていますので、**2026年4月1日以降に信用保証料の第1回支払日となるものが対象**となります。

5 焼津市短期経営改善資金 利子補給制度

(1) 制度概要

補給対象者	次のすべてを満たす者 ・市内において1年以上継続して同一事業を営んでいること ・県制度「短期経営改善資金」を借り受けること ・焼津市税を完納していること
市補給率	年0.30%以内（県融資利率1.80%のうち、0.30%を利子補給します。） ※融資申込時に信用保証協会のBCP特別保証の事前内定を受けている場合は、さらに年0.30%分上乗せ利子補給します。（BCP特別支援）
実質融資利率	年1.50%（BCP特別支援の場合は年1.20%）
申込先	焼津市商工観光課

(2) 必要書類

- ①焼津市短期経営改善資金利子補給制度申込書（第1号様式）
- ②市税納入状況調査に対する同意書（第2号様式）
- ③保証協会の定める書類一式
- ④静岡県短期経営改善資金融資制度の申込書類一式
- ⑤BCP特別保証内定通知書（BCP特別支援を利用する場合のみ、保証協会が発行）
- ⑥焼津市内に事業所があることが確認できる資料（申請者の住所が市外の場合のみ）
例：登記の写し、青色申告書の写し、会社概要の打ち出し、法人概要説明書等
※住所が確認できる資料の添付をお願いします

(3) 留意事項

この制度は、県の短期経営改善資金融資制度を利用する方を対象としていますので、**県制度融資の申込みと同時に申し込みをしてください。**

県制度「県短期経営改善資金融資制度」については、県商工金融課（☎221-2525）までお問い合わせください。

※県が制度受付を中止した場合は、市も受付を中止します。

【参考：県短期経営改善資金融資制度 概要】

融資対象者	1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合であり、常時使用する従業員の数が50人（卸売、小売又はサービス業を主たる事業とする事業者にあつては20人）以下のもの
資金使途	仕入れ、決済、賞与等に必要な資金
限度額	1企業 7,000,000円 1組合 15,000,000円（ただし組合員への転貸融資の場合は1組合1億円で、かつ、1組合員当たり7,000,000円）
融資利率	年1.80%
融資期間	5か月以内
償還方法	元金均等月賦償還、元利均等月賦償還、または一括償還
保証料	信用保証協会の定めるところによる。
担保及び保証人	信用保証協会の定めるところによる。

6 焼津市開業パワーアップ支援資金融資利子補給制度

(1) 制度概要

利子補給対象者	「静岡県特別政策資金融資制度開業パワーアップ支援資金」を借り受けて、焼津市内で事業を営む（営もうとする）もの（過去にこの制度に基づく融資を受けたことがあるものを除く。）。 ※借換資金は対象から除きます。
利子補給条件	市税を完納していること。
利子補給利率	年1.60%以内の利子相当額
利子補給期間	借入日から1年以内に支払った利子
申込期限	2026年1月1日～2026年12月31日支払利子についての申込みは、 2027年1月29日 まで ※補給対象期間中、毎年申請が必要です。
申込先	焼津市商工観光課

(2) 申込時の必要書類

- ①焼津市開業パワーアップ支援資金融資利子補給金交付申請兼実績報告書（第1号様式）
- ②信用保証書の写し
- ③金融機関が発行した返済状況のわかる書類（融資明細書等）
- ④元利支払証明書（第2号様式）
- ⑤焼津市で事業を行う、または行っていることを確認できる書類
例：創業計画書の写し（県制度申し込み時の書類）
商業登記簿謄本の写し（法人の場合）
店舗の賃貸借契約書の写し
内装工事契約書の写し など
- ⑥焼津市開業パワーアップ支援資金融資利子補給金請求書（第3号様式）
※請求日付（右上）、文書日付及び文書番号（〇年〇月〇日付け焼〇—〇号）は記入しないでください。

(3) 留意事項

- ・市利子補給制度は**一事業者一回限り**利用できます。金融機関を変更した場合でも複数回利用はできません（県制度は可）。
- ・2年目の申請の事業者は、「②信用保証書の写し」「⑤焼津市で事業を行うことが確認できる書類」の提出は不要です。
- ・市内指定金融機関各支店には、12月頃を目途に申請のご案内を送付いたします。2025年度に申請した方のいる金融機関各支店には、個別に別途2年目の申請案内を送付します。

（例：2026年5月1日借入の場合）

2026年度申請（2027年1月）	2027年度申請（2028年1月）
2026年5/1～12/31 支払う利子分	2027年1/1～4/30 支払う利子分

7 焼津市開業パワーアップ支援資金融資信用保証料補給制度

(1) 制度概要

補給対象者	「静岡県特別政策資金融資制度開業パワーアップ支援資金」の融資を受けて、焼津市内で事業を営む（営もうとする）もの ※借換資金は対象外 ※経営者保証を非徴求とする代替えとして上乗せされる信用保証料を除く
保証料補給額	徴収回次1回目の信用保証料相当額（保証料総額の45%を上限） 一括支払の場合 … 信用保証料の総額の45% 分割支払の場合 … 徴収回次1回目の信用保証料に相当する額又は信用保証料の総額に45%を乗じて得た額のいずれか低い方の額
申込期限	信用保証料の1回目を支払った日の属する年度の末日まで (2027年3月31日まで)
申込先	焼津市商工観光課

(2) 申込時の必要書類

- ①焼津市開業パワーアップ支援資金融資信用保証料補給金交付申請書（第1号様式）（納税確認の同意文があるもの）
- ②信用保証書の写し
- ③信用保証料送金通知書の写し
- ④委託契約書の写し
- ⑤焼津市で事業を行うことを確認できる書類
例：創業計画書の写し（県制度申し込み時の書類）
商業登記簿謄本の写し（法人の場合）
店舗の賃貸借契約書の写し
内装工事契約書の写し など
- ⑥請求書（第3号様式）
※請求日付（右上）、文書日付及び文書番号（〇年〇月〇日付け焼〇—〇号）は記入しないでください。

(3) 留意事項

- ・本制度は「静岡県特別政策資金融資制度開業パワーアップ支援資金」の融資を受けたものを対象にしています。
- ・借入時の負担を軽減することを目的としていますので、2025年度以前に借入れをし、かつ既に信用保証料の支払を行っている方は対象から除きます（信用保証料の第1回支払日が、2026年4月1日以降となるものが対象です）。
- ・焼津市開業パワーアップ支援資金融資利子補給制度の利用の有無は、当該信用保証料補給制度の補助対象条件ではありません。

2026年4月作成

◆資料作成◆

焼津市役所

商工観光課 商工政策担当

住 所 焼津市本町 2-16-32 本庁舎 6階

電 話 054-626-1175

F A X 054-626-2194

メー ル shoko@city.yaizu.lg.jp